

○坂口（力）委員 おっしゃることはわかりました。

それで、新しい年金制度に今着手されるんだらうというふうに思いますが、選挙前に既に大綱を示しておみえになるわけでありまして、民主党政権になりましてから二年が経過をいたしました。もうそろそろ内容は固まってきているのではないかと私は思っております。

民主党が目指します年金制度にしましたら、国庫負担は大体どれぐらいになるというふうに試算をしておみえになるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○辻副大臣 民主党の年金制度についての財政的な御質問でございますけれども、現在も民主党内で御検討いただいているという状況だと理解をしておりますので、その点について、財源がこうだということを、今私どもとして申し上げるものはございません。

○坂口（力）委員 つれない返事ですね。

民主党政権が、年金の改革を掲げて、そして、それだけではありませんけれども、それを中心にして衆議院選で大勝されました。それであるならば、少なくとももう二年たったわけでありまして、かなりの対策が検討されてしかるべきだというふうに思っておりますし、幾つかの前提を置きながらこれは計算をしておみえになるのではないかと私は思っております。しかし、いまだ明らかにされていない。

民主党の政治は、すべてをオープンにするというのが民主党の政治であります。計算をしてそれを表に出さないということがあれば、それは民主党政権の根幹にかかわる問題ではないかと私は思います。

党の方は党の方でこれは計算をしておみえになると思いますが、党が計算をされましたものは、これは政府の方にも上がってくるはずであります。皆さんが御存じの範囲の中で、それはどのぐらいなものなのかということについて、もう少しお話をいただきたいと思っております。

○辻副大臣 つれないという御指摘をいただいて、恐縮でございます。七年前の年金法のときは、坂口大臣のもとで参議院で私も筆頭理事で議論させていただいて、強行採決で後ろに引き倒された経験を持っておりますけれども。

いずれにいたしましても、御指摘のように、政権交代の後二年たって、まだ十分具体的な姿が提示されていないのではないかと御指摘は真摯に受けとめさせていただかなければならないと思っておりますし、オープンな議論ということを中心に心がけて、政府・与党一体となって取り組んでいかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、与野党間の協議もいただきつつでございますけれども、新しい年金制度の詳細につきましては、今後とも、与党のサイドの議論も踏まえさせていただいて政府として検討を進め、平成二十五年の法案提出というものを目指していきたい。この過程におきまして、またいろいろ御議論もいただき、御指導もいただきたい、このように思っております。

○坂口（力）委員 二〇〇四年の年金制度のときには、辻副大臣から厳しい質問を受けまして、私は大変苦労したことを今思い出しておりますが、これは、長妻元大臣はにやりとしておりますので、何かもう、多分私はあるんだらうというふうに思っております。

元と申しますか、民主党政権で閣僚を務められた方から、民主党の年金制度に対する計算はできているという話が流れております。これは、よそからそういう数字が出てから、実はこうでござい

ざいますということを言うのは、甚だ、大政党に対して傷のつく話であります。むしろ、今までの前提をこういうふうに置いたらこういう結果であるということについては、これはやはりはっきりさせるべきだと思います。

国民の皆さん方に対する約束でありますし、そしてそれは、前提によりましていろいろの数字に私はなると思うんです。額が大変多くなるかもしれないし、少なくなるかもしれない。けれども、それは負担と給付の関係の話でありますし、税制をどれだけ入れるかという話でありますから、それはあからさまにして、そして、国民に実はこうでございましたということを書いていただくのが政府の役割ではないかというふうに思います。

もし皆さんの手元に今ないということでありましたら、ひとつ党の方とも至急御相談をいただいて、今国会中にその数字を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○辻副大臣 党の方での御検討の中にあつたかどうかというのは、必ずしも私ども十分承知しておりませんし、今現在手元にあるわけでもございませんけれども、先生からの御指摘を踏まえまして、与党の方にも聞いてみたいと思います。

○坂口（力）委員 ぜひそうしていただきたいと思います。

小宮山大臣は一年間副大臣も務められたわけでありますから、もう十分に心の中にそれは受けとめておみえになるのではないかというふうに思っておりますが、きょうはこれ以上詰めるのはやめておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間がなくなってきましたから、次の問題に移りたいと思います。

今回、この法案が出まして、そして、私たちもこの法案には賛成をしたいというふうに思っております。来年度の財源は何とかなるんだろうというふうに思いますけれども、次の税制改正までの間の何年か、これは二年なのか三年なのかわかりませんが、その間の毎年毎年の二兆五千億も、これはもうこの法案で大体見通しがついたというふうに考えていいのか、それとも、いや、そうはいかないんだ、毎年毎年、七転八倒の苦しみをしながら年末に二兆五千億を確保しなければならぬんだというふうに思っておみえになるのか。ここは年金局長でも結構ですから、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○榮畑政府参考人 今回御審議をお願いしていますこの法案では、平成二十四年度から税制抜本改革により安定財源の確保を図られるまでの間につきましては、平成二十一年の税制改正法において平成二十三年度中に法制化するとされており、税制抜本改革により得られる財源を活用して、基礎年金の給付費の二分の一と三六・五%の差額を国庫の負担とするよう、必要な法制上、財政上の措置を講ずるということを法案の中に書き込ませていただいております。

いずれにいたしましても、私ども、平成二十四年度の基礎年金の国庫負担二分の一につきまして、平成二十四年度の予算編成の中でこれが確実に維持できるように、財政当局とまさにこれから折衝していくこととなりますから、私どもとしても、いろいろな方策を考えながら、この二分の一の獲得に全力を挙げていかなければならないと思っております。

○坂口（力）委員 かなり苦しい答弁ですが、ことしはわかりました、何とかありますと。けれども、来年もまたことしと一緒のようなことを繰り返さなきゃならないようなことは困りますので、先ほど定率減税のときの話も出ましたとおり、本来ならば、これはもう片づいていた話であります。それが片づかず今日まで来ているということでもありますから、あとは、これがスムーズにいくように全力を挙げていただきたいと思っておりますし、これは局長の手腕でことしじゅうにその道筋はつけてもらいたい、こういうふうに思いますが、もう一言だけ、決意のほどを述べていただきたい。

○榮畑政府参考人 この基礎年金国庫負担二分の一は、年金制度を長期的、安定的に進めていくために必ず必要なものであると思っておりますから、二十四年度につきましてもこれを維持でき

るように、ともかく、予算編成過程の中で最大限、全力で取り組んでいって、二分の一というのを続けていくように努力していきたいと思っております。私どもとしても一生懸命取り組むつもりでございます。

○坂口（力）委員　お願いしておきます。

それで、もう一つお聞きをしたいと思いますが、年金の方から国の方へ貸し付けをしたものがまだ残っておりますね。平成六年から平成十年までの間、これはまだ返済されていないわけですが、元本合計三兆八百四億円残っております、利息も含めると五兆七千億ぐらいになるのではないかと試算もございまして、これは非常に大きな額ですね。

年金財政も厳しい中でございまして、この貸し付けてありますものをどう返してもらうのかということも、ここははっきりしておかないといけないと思っておりますが、これにつきまして、今後、返済をしてもらう道筋というのはついているんでしょうか。

○小宮山国務大臣　おっしゃいましたように、過去に貸してある、繰り延べになっているものが元本ベースで三兆八百四億円もあるということで、この繰り入れが行われなかった部分は積立金で今充てているわけですので、これはできるだけ速やかに返してもらわなければいけないというふうに思っております。

二十四年度の予算の概算要求の組み替え基準についてという九月二十日の閣議決定によりまして、繰り延べの返還につきましては予算編成過程で検討するとされておりますので、これは事項要求にしてございまして、今後、年末の予算編成までに、財政当局からしっかり返してもらうように、私の方も全力を挙げて交渉をしたいというふうに思っております。

○坂口（力）委員　一発で返ってくればそれにこしたことはありませんけれども、国の財政も厳しい中でありまして、一遍にはなかなか返ってこないだろうというふうに思いますが、今後、返してもらうスケジュール、それだけははっきりとさせていただきたいというふうに思います。

それが三年間で返るのか、五年間で返るのか、それはわかりません。しかし、こういうスケジュールで返しますということさえはっきりしておればこちらでも安心でありますけれども、それがありませんと、またとられっ放しという話になってしまいますし、財務省に対する不信の念がまた出てくるわけでありまして、そう不信の念を持たなくてもいいように、これはきちっとしてもらいたいというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願いをしたいというふうに思います。

さて、もう最後になりますが、新しい年金制度を前原政調会長が二〇一三年には提出をするということをおみえになりますが、二〇一三年に提出をするということは、少なくとも来年はこの年金制度の姿というものを固めていただかなければならないということになりますね。来年それを固めていただく過程におきましては、こういうふうに固めつつあるという経過なるものもやはり国民にお示しをいただく必要があるのではないかとこのように思います。

それで、党と政府の方と違うと言われればそうですけれども、しかし、これは一体の話でありますから、一三年に法律を出すというためには、現在かなりなことが準備をされていなければならないというふうに思いますが、現在の進行状況と申しますか、現在はどの程度のところまで来ているのかということをもう一つお話を伺っておきたいと思っております。

○辻副大臣　税と社会保障の一体改革の議論の過程で、五月であったと思っておりますけれども、民主党からも年金制度改革についての考え方というものが提示されておるところでございまして、そこに一つ基本的な方針が明示されている、このように理解をしております。

そして、政府内で平成二十五年の法案提出を目指すということをおっしゃっているわけですが、その五月に提示されました与党の方針を踏まえ、与党の今後の御議論を踏まえ、そして野党の皆さん方とも御協議を重ねる中で法案の提出につなげていきたい、このように思っております。先生からの経過を示すべしという御指摘もしっかりと受けとめさせていただいて

議論を進めさせていただきたい、そのように思っております。

○坂口（力）委員 もう最後の質問にさせていただきたいというふうに思いますが、そうしますと、ことしの社会保障と税の一体改革の話がございますね。どれだけ税を求めるかという前に、社会保障でどれだけかかるかということをはっきりと示さなければなりません。そうなりますと、ことしの暮れに決まります社会保障と税の一体改革の中で、何と申しましても年金は社会保障の柱でございますから、そこで年金改革のアウトラインは示されるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○辻副大臣 当然、来年の法案で対処するということも考えられるわけございまして、そういった意味合いにおきまして、当面、一体改革の中で盛り込まれた項目、あるいはその他の項目も含めまして、与党との協議の中で、また野党の皆様方の御意見もいただきながら、年内にある程度の方向性を持って来年の法案につなげていくべきものがあると同時に、より抜本的な改革については二十五年の提出に向けて少し時間をいただいて検討していくということだと思っております。

いずれにいたしましても、年内に一体改革の中の年金にかかわる項目について方向性を出していくということはしていかなければならない、このように思っております。

○坂口（力）委員 先ほど最後と言いましたけれども、もう一度、最後に立たせていただきました。

今副大臣がおっしゃいましたのは、来年の予算でということをおっしゃいましたが、そうすると、前原政調会長は一三年ということをおっしゃいますが、来年の国会に出していただくということになりますと、一年早まってきている。早まっているのは結構です、早い方がいいと私は思うんですが、来年出すということになりますと、今かなりな準備が進んでいないと来年出せないわけですが、そこは大丈夫ですか。

これは副大臣のお言葉ですから非常に重いわけでありまして、いや、それは来年じゃなくて再来年だということなら今のうちに訂正しておいてもらいたいと思えますし、来年出すと言っていたらそれは結構でございますので、来年ぜひお願いをしたい。

○辻副大臣 私の発言が不備だったらおわび申し上げますけれども、社会保障・税一体改革の成案の中におきましても、年金の部分におきまして、新しい年金制度の創設というところと現行制度の改善ということがあるわけございまして、私が、年内か年を越す部分もあるかもしれませんが、当面、方向性を出すべきと言いましたのは現行制度の改善に当たる部分でございます。平成二十五年度提出というのは新しい年金制度の創設にかかわる部分でございますので、その部分は、一体改革の中で明示されていることについての対応ということで御理解をいただければと思っております。

○坂口（力）委員 本当の最後ですけれども、現行年金制度の改正と新しい抜本的な年金改革とは違うわけでありまして、二〇一三年に抜本改革をするのに、その前の年に現在の年金制度の改革を行うのかどうかということですね。一三年に抜本改革を皆さんがやるというふうにおっしゃるのなら、現在の年金制度の改革を来年やる必要は余りない、一年きりの話でありますから。来年やりましても、実行は再来年になるわけありますから。だから、そのところはもう少し整理をしていただいて、そして今後に臨んでいただきたい。御要望を申し上げて、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

(中略)

○阿部委員 なぜおかしなことと思うかで、二点具体的にお伺いいたします。

では、今の大臣のお言葉をかりれば、この間、大臣も時々口にされましたが、年金の受給開始年齢の先送りですね。これは、御党のおっしゃる抜本改革にも引き継がれるものであるという意味ですねというのが一つです。

それから、今までの年金制度は、基礎年金の部分に社会保険料の企業負担が半分近く入っております。これを御党の場合は消費税でやるとマニフェストの中でありましたから、これは大幅な、大胆な改革だと私は思うんです。それに工程表もなく飛び込めないでしょうということであって、また、それがいいかどうかの論議もあるところだと思います。

実は、今回出された社会保障と税の一体改革でお上げになるという五%は、この年金の財源を、基礎年金を消費税でやるなら、これプラスあと一〇%くらいかかるわけですよ。今、国民には、五%だ、五%だ、五%だ。でもこれ、抜本改革の財源じゃないですよ。私は、素直に、正直に国民に説明しないと、抜本改革のための財源はまた要るんだ、でも今度の五%も要るんだ、もしかしてあと一五%要るんだと、それならそれで、是か非かは別ですよ、民主党のお考えですから、お出しになる、それが政党の責任だと思います。

二点、いかがでしょう。

○小宮山国務大臣 支給開始年齢については、何回かこちらでも御説明をしたように、現在の財政状況とか出生率の動向からすると、今すぐやるというものではない。ただ、今の、賃金が上がっていないこととか、全体の年金を支える要素の中で、これから百年ずっと安心とは限らないので、それは財政を見直しながら考えていくということで、新しい年金制度になっても、その考え方は基本的にあるというふうに考えています。

それから、消費税につきましては、当面、今二〇一〇年代半ばまで五%と言っている中には、おっしゃるように、その年金の抜本改革の部分は入っていないというふうに認識をしています。というのは、二〇一三年度に提出をし、実施をするのはその先になります。今申し上げたように、新しい年金制度にするのには何十年か必要なわけですから、最初のところでそんなに一度にたくさんのお金が必要ということではございません。ただ、おっしゃるように、新しい年金制度にしたらどれだけ御負担いただくのかということはお示しをする必要はあるというふうに考えています。

午前中の審議でも申し上げたように、今回、基礎年金の部分にしっかりと財源を確保するということは、これからつくろうとしている一元化の年金の最低保障部分の安定につながるものなので、関連性はあるというふうに考えています。

○阿部委員 今の二点は非常に大きな問題で、受給開始年齢をこれから先、我が国は六十八歳、あるいは七十歳にするんだというふうにお考えであれば、当然、その間の就労の問題、収入の問題をあわせてパッケージでお出しにならなければ、不安だけが国民には生じますね。大臣は、すぐやることじゃない、今の補強じゃないんだとおっしゃいましたけれども、本当にそれでいいのか、財源的に大丈夫なのかということも、国民も不安であります。

ですから、それは明示されて、例えば、就労の保障、そして、いついつから六十八歳、そのときには一体改革はどこまで進んでいるとパッケージで並べないと、ぼつんぼつんぼつんとやっっては、非常に、年金というのは安心のもとですから、私は、国民へのメッセージとしていかがなものかだと思います。

それから、二点目については、国庫負担をこの財源の二分の一にするというのは、別に民主党のマニフェストに沿ったものじゃなくて、そもそもずっと、基礎年金の充実というのは前政権も我が党も求めてきたことであって、大臣がそうおっしゃるなら同床異夢かもしれません。何も、

その次の、基礎年金を全部消費税でやる一步として、これをみんな今回成立させるものでもないんだと思います。非常に差があるんです。

何度も申しましたが、長年かけて、企業の負担される社会保険料も含めて、基礎年金部分を実は支えてきているわけです。この考え方の差異というのは非常に大きい。これを、消費税というのは保険料納付と結びつかないものですから、そういうふうにお変えになるなら、よっぽど私はそこで、要するに考え方の違いをちゃんと国民に伝えないと、今まではさんざん、保険料を納めなければもらえないという宣伝が行き渡っていたわけですから、国民も混乱すると思います。

ぜひ、またこれは年末にかけて、二つとも重要です、支給開始年齢の延長、それから、一体、本当に消費税だけで基礎年金はやれるのか。どんな工程を踏んだらやれるのか。それが示されないと、私は、本来の御党が掲げた政権交代の柱ではないと思います。

私自身は、それはちょっと過大な消費税になる、そして今の制度からかけ離れているということで、やはり地道な改革を積み重ねていくべきだという意見に立っておりますので、また追って討議をさせていただきたいと思います。

あわせて、先週閣議決定されました、いわゆる主婦年金と申しますか、三号の、それも、本来は一号に申請し変わっているはずの方の年金、低年金などにならないようそれを追納して救済させるための法案というふうに位置づけておられるやに伺いますが、その法案の中身に入る前に、基本的なことで、きちんとその前提の調査がなされたのかということをお伺いしたいと思います。

そもそも、三号から二号ないしは一号というのは、どうしてこれだけ多くの不整合記録が発生してしまったのか。

今受給されている、既に受給されている方で五・三万人、被保険者で四十二・二万人。二年以上の不整合記録を訂正し、年金に影響があるとすると、受給者が五十・三、被保険者六十七・三万。年金史上まれに見る不整合の軍団がここに発生しておると思います。

なぜ発生したのか。原因究明、これについて厚生労働省はどのようにお取り組みでしょう。

○**辻副大臣** 第三号の記録不整合問題につきまして、何ゆえ発生したかというまず一つの御質問でございますけれども、それはやはり、昭和六十一年の基礎年金創設当時にさかのぼることでございますけれども、第三号被保険者制度のやり方自体に、当初より必ずしも十分配慮されていなかった部分があったのではないかと。そして、それ以後の運用におきましても、今から振り返れば、この時点でもっとこうしておくべきではなかったかという点があるわけでございます。

また改めての法案の審議にもなるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、第三号被保険者制度の制度のそもそもの成り立ち、そしてそれ以後の運用の中で足らざる部分が結果として今日の事態につながった、このように考えているところでございます。

そして、御質問のもう一点は、私どもが設置しております三号記録不整合問題に関する検証会議についての御質問だと思っておりますけれども、この会議の目的は、第三号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政、年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図ることということにさせていただいているところでございます。

このため、いわゆる運用三号を実施するに至った経緯及びその背景にある第三号被保険者制度をめぐるこれまでの年金行政の実情などについて、さまざまな資料、文献から事実関係等を確認、調査するとともに、昭和六十一年以来の関係者への書面調査やヒアリングを進めさせていただいているところでございまして、現在実施をしているというところでございます。

○**阿部委員** もしそういう段階であれば、この三号問題について法案を閣議決定するには、まだ準備していないということなんじゃないでしょうか。だって、なぜ起こったかも、運用上の問題も含めてこれから点検するというときに、どうして、救済にしる何にしる、法案が出るのか。やはりそれは民主党らしくないと思いますね。(以下略)

(中略)

○田村(憲)委員 自民党の部会でも充てられないという御答弁をいただいていますし、財務省からもそういう話を聞いているんですよ。だから、これはもう、読んでいただければそのままです。充てられないんです、埋蔵金が出てきても、この書き方だと。だから我々は問題視しているんですね。

もっと言えば、それは財務省がどう思っているかわかりませんが、今までの財務省の、癖からいえばというのは変ですけども、DNAからいえば、多分、積立金を取り崩せと。取り崩した積立金は、将来、消費税を上げるから、そこから返しますからと。今までの取り崩しはその根拠はなかった、だから返さないんだ、五兆円ぐらい。だけれども、今回取り崩したお金は将来の消費税でちゃんと返させますから、今度は約束つきですよ、担保つきですよみたいな話なんですよ。

これは大臣、絶対に避けなきゃならない。これはもう認識は一致していると思いますが。一方で、今言われましたよね、将来、消費税で上げた分で返してあげるから国債で手当てしてくださいという、その年金債なる考え方も、これは我々としては容認できない。

なぜか。それは、年金債なるもので、将来上がるか上がらないかわからない消費税を財源にして、年金の二兆五千億にこれを充てるということを公に認めるわけにいかないですよ、我々も、そんな無責任なことを。我々はその消費税を上げることに今もう関与できていないんだから。

だから我々は、このような文言が入っている限りは、この法案には賛成できないというふうにごで申し上げたいというふうに思うのであります。

それで、年金債みたいなことを言われましたよね。すると何が起こるかということ、まず、償還年度は何年なんですか、その年金債なるものは。そして、消費税をこれから上げるとい話なんでしょうけれども、六月に出てきた案では五%を一〇%に上げるとい話でありました。中身もいろいろなものがございました。大体、二・五兆円は、二分の一の基礎年金の引き上げのために一分は使うとか出ていましたよ。しかし、つなぎの部分の年金債を返すためには幾らなんて書いていないんです。ということは、これから税と社会保障の一体改革を最終的に年末までに詰める中で、そういうことまで全部詰めなきゃいけないとい話になってくるんですよ。

財源はあるんですかね。地方だって、まだ話し合いはついていないでしょう。今度、消費税を上げた部分を地方とどれだけ渡し合いするかなんて話は、まだ話はないんですよ。このついていない中で消費税を一〇%まで上げる、まあ、まだそこまでは完全には決めていないといわれるのかもわからないけれども、もうこれは国民のだれが見ても、その方向で動いていることは間違いありませんよ。まだ全体の中が決まっていない中で、またとらぬタヌキの皮算用をして、年金債の償還部分、まあ、百年安心だから百年償還ですなんて言われれば、百分の一で済むからなんといので大して金額は上がらないのかもわかりませんが、そんな無責任なことを言えるわけじゃないでしょうから。

そこまでちゃんと考えて言っていたかないと、はっきり言って、我々は納得もできなければ、国民も理解もできない。こういう無責任な文言を今の時点で入れておるといことに対して、私は抗議をさせていただきたいと思ひます。

大臣、何かあれば。

○小宮山国務大臣 五%の内訳の中の機能強化の三%相当の中に年金二分の一の安定財源がございすが、その下にちょっと米印で「税制抜本改革実施までの二分の一財源」といことも加えてございすので、それは五%の中に入っています。

おっしゃるように、社会保障と税の一体改革は、これは政府・与党だけでできるものではございせんので、なるべく早くに野党の皆様ともお話をし、合意をした上で、これはどこの党が政権をとったとしても、社会保障の改革はやらなければいけないといことは十分御承知だと思ひますので、一緒に考えさせていただければと思ひています。

○田村（憲）委員 入っているのは何年償還ですか。ちゃんと入れているんでしょう。このつなぎの部分は、何年償還の、国債発行する、その財源が入っているんですか、その5%の部分の中に。では、何年償還かがなかったら、そんな入れられないじゃないですか、毎年毎年5%の中なんだから。

だれがわかっているの。副大臣、どうぞ。

○辻副大臣 償還期間とかそういった部分については、まだ決定を見ているものではございません。

○田村（憲）委員 腰だめの数字よりもひどいね、それは。そんないいかげんなことでよくこの5%を緻密な計算だとか、そんな話ができてるのか私はよくわからないけれども、非常に無責任な税と社会保障の一体改革というものを六月に出されて、閣議決定もできずに閣議了解ですか、したということがよくわかりました。（以下略）

（中略）

○田村（憲）委員 これが本当に懸案課題で、二・五たまっちゃったというのは制度の中の不備だったと思います。本来、もうちょっとちゃんと目配りした制度をつくってあれば〇・八のままとまっていたので、これがその後、一・七物価下落したんですけれども、発動できないんです、一・七分、発動できないという仕組みになっていたんですよ。これは辻副大臣はよくおわかりだと思いますが、結果的に二・五までたまりがふえちゃった。

ただ、大臣、物価スライドというのは本来何のためにあるんですか。

○小宮山国務大臣 それはその時々物価に合わせて額を決めるためにありますので、今おっしゃりたいのは、前に下げたときの水準以下でないと下げられないという今の仕組みの問題をおっしゃっているのだと思いますから、やはりこれは前年の物価に合わせて、下げるべきときは下げられるように変えていくということだというふうに思っています。

○田村（憲）委員 そういう意味なんですけれども、本来は年金生活者の方々の生活の安定のためにあるんですよ。物価が上がったときには年金の支給額も上がって、それで何とか生活の質を維持する。だから、デフレなんて当時想定していませんから、下がったときには下げても大丈夫だろうという話なんです。

ただ、これは忍びない話で、我々といいますか、一般消費者物価と多分高齢者が生活されている物価と全く実感が違いますね。介護保険料が今度また上がりますよね。介護保険料は平均五千人円ぐらいまで行くんじゃないかという話ですよ。今四千二百円弱ですよ。医療保険も上がっているんですよ、どこもかも。高齢者にとってみれば上がることばかりなんです。通信料が下がったりだとか、パソコンの価格、家電の製品価格が下がったって、多分若い人のようにはいませんよ。

そうすると、高齢者物価というのを考えないと、物価が下がったから高齢者の年金を下げるなんというのは、高齢者の方々はやがて生活できなくなっちゃうんじゃないのかな、私はこういう問題意識を持ってまして、かといって、正直言って、まだいい知恵はありません、今ある年金制度がそれに対応していないから。でも、本当に年金改革をするのならこういうところを考えたいただくべきであって、何か最低保障年金なんという議論じゃないと私は思いますね。

ちなみに、最低保障年金は今幾ら保障することになるんですか。

○辻副大臣 民主党の御提示しております考え方によりますれば、七万円ということになっております。

○田村（憲）委員 いやいや、基準年度がいつかわからないですけども、それから物価は下がっているんですよ。物価スライドをかけないの。物価スライドをかけないという話になれば、あなた方はこれからそれを目指すんでしょう、それならば今もう下げる必要はやはりないじゃないか。我々の制度においては物価スライドをかけなきゃいけないという話になりますけれども、あなた方は、次に来るんですよ、七万円という制度。それに向かってこれからつなぐんでしょう、さっきの話。

本来ならば、先にそちらがあって、それから橋をつなげるための今の制度の改革があるのが普通ですが、あなた方は、逆に、今の制度の改革をやって、つなぐ橋は後からつくる、もしかしたら届かないかもわからないけれども。でも、その中で、最低保障年金が七万円ということだけはわかっているわけです。

であるならば、この最低保障年金というの、いろいろな生活を基準に考えているわけだから、物価スライドと同じように、いつ七万円かわかりませんよ、平成十五年だったのか、いつかはわかりませんが、あのころだったような記憶はありますよ。であるならば、あのころ七万円ならば、それから物価が下がっていますから、もうちょっと変わっているんじゃないですか。

○辻副大臣 御質問が最低保障年金についてというふうに理解しましたので、民主党として提示されてきた最低保障年金の満額が、現在七万円という数値であるということをお願いしたということでございますけれども、最低保障年金の制度設計もまだこれから決めていかなければならないということでございますので、今日時点における年金額との対比というのは必ずしもイコールではないのではないかと思いますけれども、いずれにいたしましても、これから制度設計をつくっていきたいと思います。

○田村（憲）委員 多分、そんな意識がなかったんだと思いますよ。でも、まじめに考えれば、やはり物価スライドをかけていかなきゃいけないんです。あの七万円は七万円が根拠があったはずなんです、当時、あなた方がつくったときに。それは生活と絡めて、あったはずなんです、国民生活と絡めて。ならば、そのころから、物価スライド、物価が下がっているのならば、それは当然下がっているはずで、それが下がっていないという話になれば、やはり今回の引き下げというのは、あなた方の年金の制度改革の流れの中ではやるべきじゃないという話になるということをお願いして、ちょうど時間となりました。終了させていただきます。